

太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）の徴収実施に伴い、太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店（以下「取扱店」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱店の業務)

第2条 取扱店は、市の委任を受けて処理手数料の収納業務並びに太田市一般廃棄物指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）及び太田市一般廃棄物指定粗大ごみ処理シール（以下「粗大ごみ処理シール」という。）の交付業務を行うものとする。

(取扱店の指定要件)

第3条 取扱店の指定の要件は、小売店舗等であって、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 日常生活用品等の販売業を営んでおり、引き続き1年以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (2) 市町村税を滞納していないこと。
- (3) 廃棄物処理行政に対する理解及び協力が得られること。
- (4) 処理手数料の収納及び市指定金融機関への払込みが適正に行えること。
- (5) 指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの配送業者への発注及び納品された在庫の管理を適正に行えること。
- (6) 別に定める太田市一般廃棄物指定ごみ袋等取扱要領に基づき、処理手数料の収納業務等の一連業務を適正に行えること。

(取扱店の申込み)

第4条 取扱店の申込みをしようとする者は、一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定申込書（様式第1号）、一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定承諾書（様式第2号）及び市税等に関する完納照合票等を市長に提出しなければならない。この場合において、フランチャイズ店等については、申請者が一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定に係る代理人選任届（様式第3号）を提出することにより、指定ごみ袋等の取扱いに関する権限を代理人に委任することができる。

(取扱店の指定、変更及び廃止)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、第3条の要件を満たしていると認めるときは、取扱店の指定をし、一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定通知書（様式第4号）を取扱店に交付するものとする。

2 取扱店は、取扱店の指定に関し変更が生じたときは、一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定変

更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 取扱店は、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの取扱いを廃止しようとするときは、一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店廃止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、取扱店が第3条に定める要件を満たしていないと認められるときは、取扱店の指定を取り消すことができる。この場合において、指定の取消しの通知は、一般廃棄物指定ごみ袋等取扱店指定取消通知書（様式第7号）をもって行うものとする。

（処理手数料の納付）

第6条 処理手数料の納付は、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理シールの発注数量に応じて全額納付する買取方式とする。

2 市への処理手数料の納付方法は、市より毎月発送される一般廃棄物処理手数料請求書（様式第8号）を検認し、当該月の処理手数料を翌月の指定納期限日（当該指定納期限日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日に当たるときは、その翌日を納付期限日とする。）までに、市より毎月発送される納付書により一括して納付するものとする。

（ステッカーの交付）

第7条 市長は、第5条第1項の指定を受けた取扱店に対して、取扱店であることを明示するステッカーを交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市指定ごみ袋取扱店の指定等に関する要綱（平成16年12月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。